

岸和田市貝塚市クリーンセンター防火防災管理規程

昭和 56 年 1 月 9 日

規程第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）**
- 第 2 章 防火管理組織（第 2 条—第 5 条）**
- 第 3 章 防災管理組織（第 6 条—第 9 条）**
- 第 4 章 自衛消防組織（第 10 条—第 13 条）**
- 第 5 章 雜則（第 14 条—第 17 条）**

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、岸和田市貝塚市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）における防火管理及び防災管理に関し必要な事項を定め、その徹底を期し、もって火災、地震等による被害を軽減することを目的とする。

第 2 章 防火管理組織

(防火管理者)

第 2 条 消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、クリーンセンターに防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 項各号に規定する資格を有する職員のうちから管理者が選任する。
- 3 防火管理者は、次に掲げる業務を行い、防火管理に関する事務を総括する。
 - (1) 防火管理に係る消防計画の作成に関すること。
 - (2) 前号の消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - (3) 消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の点検及び整備に関すること。
 - (4) 火気の使用又は取扱いに係る監督に関すること。
 - (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
 - (6) その他防火管理上必要な業務に関すること。
- 4 防火管理者は、前項の業務を行うに当たっては、常に消防機関との連携を密にし、防火管理の適正を期さなければならない。
- 5 消防職員の立入検査に際しては、防火管理者又は防火管理者の指定した職員が立ち会うものとする。

(防火担当責任者等)

- 第3条 防火管理者の業務を補助させるため、防火担当責任者及び火元責任者を置く。
- 2 防火担当責任者及び火元責任者は、職員のうちから管理者が選任する。
 - 3 防火担当責任者は、防火管理者を補佐し、火元責任者を統括し、防火管理の業務を行う。
 - 4 火元責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 事務用電気器具、炊事器具、採暖用器具等の整備及び管理に関すること。
 - (2) 退庁時における火気の点検に関すること。
 - (3) 防火上改善を要する点についての防火管理者との連絡調整に関すること。

(防火管理業務の基準)

- 第4条 防火管理業務は、防火管理者が定める基準により行うものとする。
- 2 防火管理業務に係る点検、検査及び整備の結果は、防火管理等維持台帳に記録し、防火管理者に報告しなければならない。

(危険切迫時の処置)

- 第5条 防火管理者は、火災報知機が作動し、又は火災発生の危険若しくは人命に対する危険が切迫していると認めるときは、クリーンセンターの内部及びその周辺に対し、その旨及び火気使用の中止、防火管理上危険な場所への立入禁止、安全な場所への避難等を発令することができる。

第3章 防災管理組織

(防災管理者)

- 第6条 法第36条第1項において準用する法第8条第1項の規定に基づき、クリーンセンターに防災管理者を置く。
- 2 防災管理者は、政令第47条第1項に規定する者に該当する職員のうちから管理者が選任する。この場合において、管理者が認めるときは、防火管理者の職にある者をして防災管理者の職を兼務させることがある。
 - 3 防災管理者は、次に掲げる業務を行い、防災管理に関する事務を総括する。
 - (1) 防災管理に係る消防計画の作成に関すること。
 - (2) 前号の消防計画に基づく避難の訓練の実施に関すること。
 - (3) その他防災管理上必要な業務に関すること。
 - 4 防災管理者は、前項の業務を行うに当たっては、常に消防機関との連携を密にし、防災管理の適正を期さなければならない。
 - 5 消防職員の立入検査に際しては、防災管理者又は防災管理者の指定した職員が立ち会うものとする。

(危険切迫時の処置)

- 第7条 防災管理者は、災害等（火災以外の災害で政令第45条に定めるものをいう。以下同じ。）が発生し、又は建物倒壊等の危険若しくは人命に対する危険が切迫していると認めると

きは、クリーンセンターの内部及びその周辺に対し、その旨及び防災管理上危険な場所への立ち入り禁止、安全な場所への避難等を発令することができる。

(防災担当責任者)

第8条 防災管理者を補佐し、防災管理の業務を行わせるため、防災担当責任者を置く。

2 防災担当責任者は、職員のうちから管理者が選任する。この場合において、管理者が認めるときは、防火担当責任者の職にある者をして防災担当責任者の職を兼務させることがある。

(防火・防災対策会議)

第9条 次に掲げる事項について検討するため、クリーンセンターに防火・防災対策会議を設置する。

- (1) 法第8条第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の消防計画の作成
- (2) 防火及び防災に関する基本的対策の策定
- (3) 防火管理及び防災管理に関する調査、研究及び企画
- (4) 消防用設備の改善及び強化
- (5) 防火管理及び防災管理に係る業務の評価
- (6) 自衛消防組織の設置及び運用
- (7) 防火及び防災に関する知識の普及、啓発及び研修
- (8) その他防火管理及び防災管理に関し必要な事項

2 防火・防災対策会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長及び事務局次長
- (2) 防火管理者及び防災管理者
- (3) 防火担当責任者及び防災担当責任者
- (4) 第11条の統括管理者
- (5) その他防火管理者又は防災管理者が指名する者

3 防火・防災対策会議の審議内容の実行を期するため、必要に応じ第2項に規定する者に外部関係者を加えた防火・防災管理委員会を設置する。

第4章 自衛消防組織

(自衛消防組織)

第10条 火災その他の災害発生時の被害を軽減するため、法第8条の2の5第1項の規定に基づき、自衛消防組織を設置する。

2 自衛消防組織は、本部隊及び地区隊により編成する。

3 本部隊及び地区隊に次の班を置く。

- (1) 指揮班(本部隊に限る。)
- (2) 通報連絡班
- (3) 初期消火班
- (4) 避難誘導班

(5) 救出救護班

(統括管理者等の設置)

第11条 本部隊に統括管理者(政令第4条の2の8第1項に規定する統括管理者をいう。以下同じ。)を、地区隊に地区隊長を、班に班長をそれぞれ置く。

- 2 統括管理者は、政令第4条の2の8第3項各号のいずれかに該当する者のうちから管理者が選任する。ただし緊急時、統括管理者が不在のときは、代行者を置く。
- 3 本部隊、地区隊及び班の構成員は、統括管理者が定める。

(本部隊の任務)

第12条 本部隊は、クリーンセンターで発生した火災その他の災害において、自衛消防組織の業務全体を指揮統制する。

- 2 本部隊に置く班の任務は、次のとおりとする。

指揮班

統括管理者を補佐し、自衛消防組織の業務を指揮監督する。

通報連絡班

- (1) 被害、避難状況等の情報及び資料を収集する。
- (2) 消防機関等との連絡を行う。

初期消火班

- (1) 地区隊の消火作業を指揮する。
- (2) 消防隊と連携し、これを補佐する。

避難誘導班

- (1) 出火時の避難の指示命令を伝達する。
- (2) 立入禁止区域の設定を補助する。

救出救護班

応急救護所を設置し、負傷者等の応急措置等を行う。

(地区隊の任務)

第13条 地区隊は、クリーンセンター施設区分ごとに設置し、当該地区隊が管轄する階で発生した火災その他の災害において、初動措置を行う。

- 2 地区隊に置く班の任務は、次のとおりとする。

通報連絡班

- (1) 被害状況を把握し、情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 消防機関等との連絡を行う。

初期消火班

出火時の初期消火を行う。

避難誘導班

- (1) 入場者等に対し避難誘導を行う。
- (2) 避難器具の設定等を行う。

救出救護班

負傷者等の救護及び応急措置等を行う。

第5章 雜則

(火気使用の許可)

第14条 クリーンセンター内（その敷地を含む。以下同じ。）において、臨時に火気を使用しようとする者は、防火管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、火気使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(危険作業等の届出)

第15条 クリーンセンター内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、防火管理者に届け出なければならない。

- (1) 建築物、工作物等の建築、設置等
- (2) 溶接等の特殊作業
- (3) 大量の危険物の搬入搬出
- (4) 危険物に関する施設、電気施設又は火気使用施設の新設、移転又は改修
- (5) その他防火管理者が防火管理上必要と認める行為

(遵守事項)

第16条 何人も、クリーンセンター内においては次に掲げる事項を遵守し、火災の防止に万全を期さなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 爆発、発火又は引火のおそれのある物品の取扱いは、特に慎重に行うこと。
- (3) 残火、灰、吸い殻等を確実に消すこと。
- (4) その他防火管理者が定めること。

(準用)

第17条 この規程に定めるもののほか、防火管理に関し必要な事項は防火管理者が、防災管理に関し必要な事項は防災管理者が、これを定める。

附 則

この規程は、昭和56年1月9日から施行する。

附 則（平成4年6月5日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。